

## 仲裁法制の整備について

司法制度改革推進本部事務局

### 1 整備の目的

司法制度改革審議会の意見を踏まえ、国際連合国際商取引法委員会における検討等の国際的な動向を見つつ、仲裁法制（国際商事仲裁を含む。）を整備することにより、ADRの共通的な制度基盤の充実を図るものである。

### 2 検討されている主な項目

- (1) グローバルスタンダード（モデル法）に基づく整備
- (2) 現代的課題への対応
  - オンライン化への備え
  - 多数当事者仲裁への対応
- (3) 規定の整備
  - オール決定主義などの関連裁判手続の整備
  - 費用に関する規定等の整備

### 3 スケジュール

平成15年通常国会 法案提出予定